

**重要** 必ず、保護者の方へ渡してください。



平成16年9月

保護者の皆様へ

## 平成16年度 就学援助のお知らせ

世田谷区教育委員会

世田谷区では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的にお困りのご家庭に対して、学校への支払い等に要する費用の一部を事後に支給しています。平成16年度の就学援助をご希望の方は、このお知らせをよくお読みになり裏面のとおりに申請してください。(この制度による支給は年度末(3月)で終わりますので、1年に1回の申請書の提出が必要になります。)

※既に平成16年度分の受給が始まっている方、又は、今年4月下旬以後に申請書を提出されたお子さんについては、手続きをする必要はありません。

**対象** ★世田谷区内在住で区市町村立の小・中学校に在籍しているお子さんのいる次のいずれかのご家庭

(世田谷区外にお住まいの方は、お住まいの区市町村(教育委員会)へ直接お問合せください。)

1 現在、生活保護を受給しているご家庭

(ただし、就学援助を受給するには、就学援助の申請書の提出が必要です。)

2 平成15年1月～12月の世帯全員の合計所得が支給対象基準金額以下のご家庭

【16歳以上の世帯構成員の所得合計額が審査対象になります。】

☆「支給対象基準金額のめやす」(世帯構成員の年齢により、金額は上下します。)

世帯人数 区分	2人	3人	4人	5人	6人
準要保護Ⅰ (全費目支給)	約276万円	約343万円	約391万円	約445万円	約522万円
準要保護Ⅱ (一部費目支給)	約291万円	約364万円	約416万円	約475万円	約557万円

・所得金額とは、収入から「必要経費」(事業所得の場合)を差し引いた金額、または、「給与所得控除後の額」(給与所得の場合)です。  
・世帯構成は、原則として申請書提出月における住民票上の世帯構成員によります。

※世帯構成員の年齢等により基準金額が世帯ごとに異なりますので、事前に支給の可否についての計算はできません。

**支給対象費目** (金額は、結果通知でお知らせします。生活保護受給の場合は、④⑤⑥⑧等が対象費目)

振込先 区分	保護者名義の金融機関口座	学校会計等
準要保護Ⅰ (全費目支給)	①学用品通学用品費 ②新入学用品費 ③中学校夏季施設費 ④校外授業費 ⑤移動教室費 ⑥卒業アルバム費 ⑦体育実技用具費 ⑧修学旅行費 ⑨小学校夏季施設費(日光) ⑩通学費(心身障害学級)	⑪給食費 ⑫医療費
準要保護Ⅱ (一部費目支給)	区分「準要保護Ⅰ」の⑧～⑩	⑪給食費 ⑫医療費

※給食費・給食費は区から学校もしくは学校給食会計等へ直接入金となります。

※医療費・対象疾病は、10種類に限定されます。詳細は学校保健係に直接お問合せください。

裏面もあります。必ずお読みください。ご不明な点は裏面の問合せ先へおたずねください。